

第2次荒尾市男女共同参画計画

(案)

平成24年1月

熊本県荒尾市

第1章 計画策定にあたって

1 基本的な考え方

第2次荒尾市男女共同参画計画は、「第5次荒尾市総合計画」の市民優都分野の計画において位置付けられ、「荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例（第14条）に基づき策定するものです。

計画策定にあたっては、これまでの荒尾市男女共同参画計画「女と男いきいきプラン21」を継承しつつ、昨年実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果や、内閣府の「第3次男女共同参画基本計画」、「第3次熊本県男女共同参画計画」の変更箇所を考慮します。

第2次荒尾市男女共同参画計画の構成は、「第1章 計画策定にあたって」「第2章 計画の概要」及び「第3章 計画の内容」とし、5カ年の取組みを明確にするために、第2章において基本目標、目標、具体的施策を記述します。

さらに、計画を実行性のあるものとするために「指標」を設けます。

2 荒尾市における取組み状況

本市では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成15年に荒尾市男女共同参画計画「女と男いきいきプラン21」を策定し、平成16年に「荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例」を施行、平成17年に男女共同参画都市を宣言いたしました。その後の社会情勢の変化に対応して平成20年には計画の改定を行っております。計画の実施においては全庁的な取組みを行い、庁内で構成される男女共同参画推進会議や第三者機関である男女共同参画審議会では把握評価し年度ごとに取組み状況を公表しながら様々な施策を推進しております。

第2章 計画の概要

1 基本理念

『女と男がともにいきいき輝くまち』

市民ひとりひとりが、家庭や地域、職場や学校など、あらゆる分野において男女が対等な構成員として、自らの意思によって能力が発揮され、個性に応じた生き方ができる社会づくりは、これからの荒尾市に活力となります。

「第2次男女共同参画計画」では、これまでの『女と男がともにいきいき輝くまち』をそのまま基本理念として、固定的な性別役割分担意識による慣習・慣行を「ジェンダーに敏感な視点」をもって見直し、女性も男性も対等な立場で、いきいきと輝いて暮らせる男女共同参画社会を目指すものです。

※ 先天的・身体的・生物学的性別を示すセックス（英語：sex）に対する、社会的・文化的な性のことを一般に日本ではジェンダーといいます。

2 計画期間

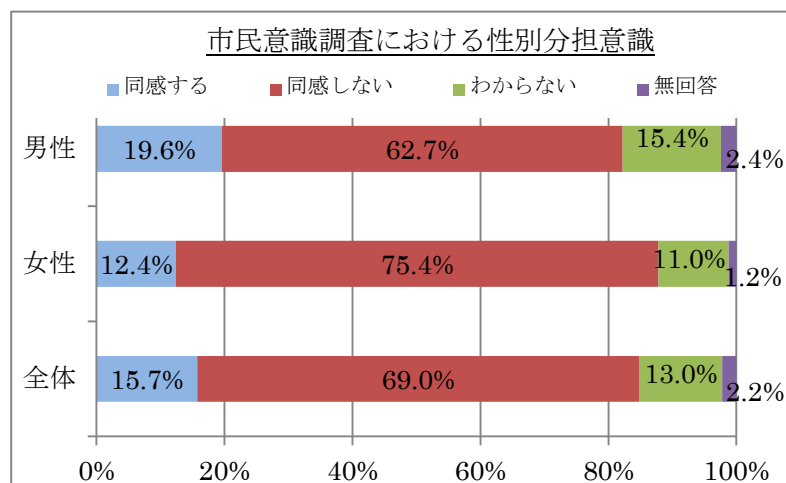
平成24（2012）年度から平成28（2016）年度までの5年間。

3 重点課題

（1）男女共同参画社会の実現への意識づくり

これまでの啓発により、男女共同参画社会づくりの必要性は認識されてきておりますが、家事、子育て、介護は女性の役割といった性別による固定的な役割分担意識は、昨年度実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」においても、依然として根強く残っていることが観えます。また、一部に残る性差別や社会通念、慣行等は男女共同参画社会の形成を阻害する原因の一つとなっており、必要に応じて見直されることが求められております。

そこで、男女共同参画の理念や必要性に



ついて正しく理解し、性差別や性別による固定的な役割分担などが社会的に作られたものであると気付く為に、あらゆる機会や媒体を通じて各種啓発活動を積極的に展開し、市民一人ひとりの意識改革に取り組みます。

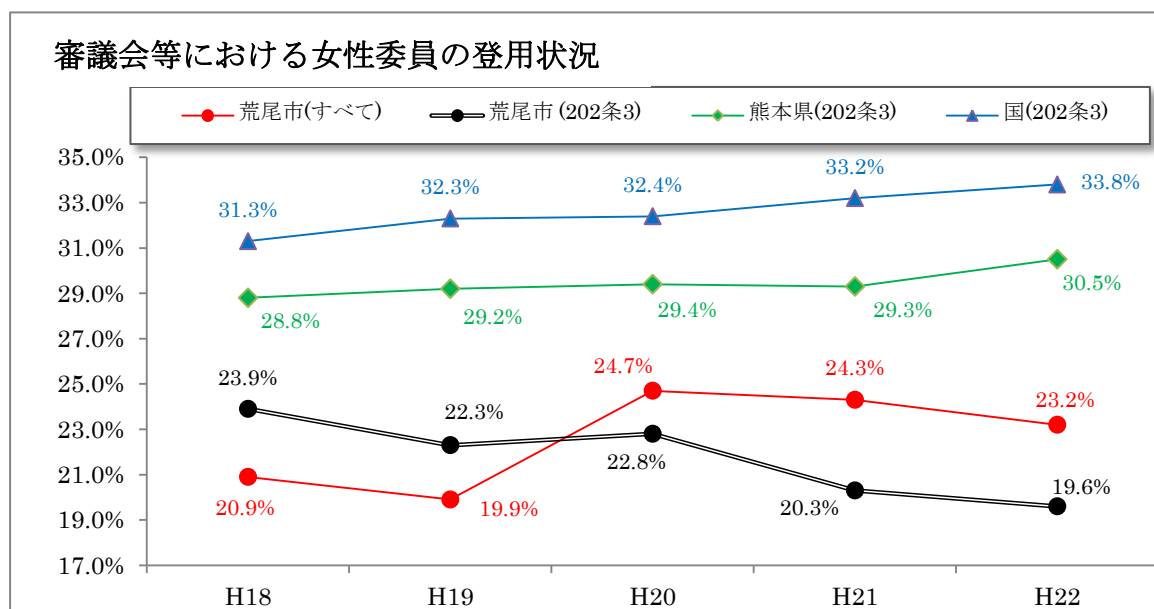
(2) 政策や方針決定過程への女性の参画拡大

活力ある豊かな社会を創るためには、あらゆる活動に男女がともに責任を持って積極的に参画していくとともに、多様な意見が意思決定過程に反映されることが必要です。

しかしながら、農林水産業、地域活動や職場等においても、政策・方針決定の場への女性の参画は少なく、女性の視点がさまざまな決定に十分反映できているとはいえない状況です。

本市における「すべての審議会等での女性の登用率」については、平成20年をピークに2年連続で低下し、23年3月には23.2%となっており、この計画で掲げた数値目標の35%には達していない状況であり、いろいろな方針決定の場に参画できる機会を確保する必要があります。

また、平成22年度に実施した市民意識調査では、「方針決定の場に女性が少ない理由」として「男性優位の組織運営がなされているため」が最も多く「家庭、職場、地域で性別による役割分担や性差別の意識が強いため」が続き「女性の能力向上を図る機会が不十分であるため」「女性の参画への支援が少ないため」となっており、女性リーダーの育成や女性人材バンクの整備、女性登用等の推進体制づくりが求められています。



※国、熊本県は、内閣府男女共同参画推進局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より。

※(202条3)は、地方自治法202条の3に基づく審議会等。(すべて)は、荒尾市におけるすべての審議会等。

(3) 男女間におけるあらゆる暴力の根絶と人権の尊重

男女共同参画社会基本法では、男女の人権の尊重を男女共同参画社会形成の基本理念の一つとしています。一人ひとりの存在をかけがえのないものとして認め合い、個人としての人格が尊重されることは、個性と能力を發揮してこころ豊かに生きる社会をつくるための基本となります。

しかし、セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、配偶者からの暴力が社会問題化され、必ずしもすべての人の人権が尊重されているとはいえない状況になっています。市民意識調査では男女間の暴力被害の経験については「1、2度あった」を含め「あった」と回答した人が女性 22.7%、男性 11.7%となっております。

DVは、外部から発見が困難な家庭内や親密な関係である男女間で行われるため、問題が潜伏化しやすい傾向にあります。市民意識調査においても、DV被害者の内、「相談したかったが、相談しなかった」「相談しようとおもわなかった」を合せると、女性 45.2%、男性 79.5%であり、DV被害者の多くが自分の中だけにとどめていることが覗えます。

男女間におけるあらゆる暴力を根絶するために、広報紙や研修による啓発活動と共に、被害者が相談しやすい環境整備をこれからも進め被害者の発掘やケアに取り組んでいく必要があります。

4 体系表

基本目標	目標	施策	継承
I 「女と男」 がともに 生きる社 会への意 識づくり	1 性別による固定的な役割分担意識の是正	1 男女平等の意識啓発活動の推進	継続
		2 男女共同参画社会形成のための情報の提供及び表現への配慮	変更
		3 男女共同参画の視点にたった社会制度・慣行の見直し	継続
	2 あらゆる学習の場での男女共同参画の意識づくり	4 学校等における男女平等教育の充実	継続
		5 家庭・地域・職場における男女平等教育・学習の推進	継続
		6 男女共同参画の意識を形成する生涯学習の充実	継続
II 「女と男」 の人権が ともに尊 重される 社会づく り	1 男女が持つ個性と能力の尊重	7 個性と能力の尊重と多様な生き方が尊重されるまちづくり	継続
		2 生涯を通じた健康づくりの支援	8 生涯を通じた健康管理・保持増進のための健康教育・相談体制等の充実
	3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶		9 生涯を通じた性と生殖に関する啓発の促進
		10 あらゆる暴力の根絶にむけての啓発活動の推進	継続
		11 あらゆる暴力被害者への相談体制及びカウンセリング等の充実	変更
	4 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進	12 関係機関との連携による被害者に対する救済及び自立支援の推進	継続
		13 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進	新規
	III あらゆる 分野での 「女と男」 がともに 参画する まちづく り	1 就業・雇用の分野における男女共同参画の推進	14 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現
15 雇用の場における男女の均等な機会と均衡処遇の実現			継続
2 農林水産業における男女共同参画の推進		16 職場能力開発と能力発揮への支援	継続
		17 女性の能力が発揮できる環境づくりと条件整備	継続
3 職業生活と家庭・地域生活の両立支援		18 活力ある農林水産業の実現に向けた男女共同参画の推進	継続
		19 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	継続
4 家庭生活と地域社会への男女共同参画		20 継続して働ける就業条件の整備及び育児・介護サービスの充実	継続
		21 ひとり親家庭に対する支援の促進	継続
5 活力あるまちづくりへの共同参画		22 高齢者・障がい者が地域で安心して暮らせる条件の整備	継続
		23 男女共同参画のまちづくりに向けた市民の主体的活動への支援	継続
IV 男女共同 参画推進 のための 体制の整 備・充実	1 政策・方針決定の場への女性の参画拡大	24 高齢者の社会参加の促進	継続
		25 各種審議会等委員への女性の登用の拡大	継続
		26 女性職員の能力開発と管理職への登用の推進	継続
	2 市の推進体制の充実	27 各種団体等及び事業所等における方針決定過程への女性の参画促進	継続
		28 総合的な推進体制の整備と施策の推進	継続
		29 男女共同参画に関する施策を広く周知するための広報活動	変更
	3 国際的活動の場への共同参画の促進	30 男女共同参画の視点にたった市職員の意識啓発の推進	継続
		31 国際的な視野を持つための教育や情報の提供	新規
		32 国際交流の機会の拡大と市民交流の支援	継続

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ. 「女と男」がともに生きる社会への意識づくり

荒尾市における男女平等の認識が現在もまだ低く、また「男は仕事、女は家庭」という性別のみによる役割分担に肯定的な考えの人が多い状況です。

これからも性別等による役割分担を無くし、個人の特性を生かした社会づくりのため啓発活動を続けてまいります。

目標 1 性別による固定的な役割分担意識の是正

施策 1 男女平等の意識啓発活動の推進

施策 2 男女共同参画社会形成のための情報の提供及び表現への配慮

施策 3 男女共同参画の視点にたつた社会制度・慣行の見直し

施策 1 男女平等の意識啓発活動の推進

No	具体的施策	取組み内容	所管課
1	男女共同参画に関する講演会、研修会、講座等の開催	講演会や研修会等を開催や、あらゆる機会を通じて男女共同参画に関する市民意識啓発を行う	社会教育課 人権啓発課
2	男女平等を含む人権問題についての啓発事業の開催	男女平等を含む人権問題について、広く市民に訴える機会を設ける。	人権啓発課

施策 2 男女共同参画社会形成のための情報の提供及び表現への配慮

No	具体的施策	取組み内容	所管課
3	図書やビデオ等の男女共同参画関係資料の収集と市民への提供	男女共同参画に関する図書・DVD・関連資料を収集し、図書館等において収集資料及び情報等を提供し、恣意的運用・解釈が行われないよう、わかりやすい広報啓発活動に努める。	社会教育課 図書館 秘書広報課 人権啓発課
4	男女共同参画の施策等が、男女共同参画社会の形成に及ぼす影響等について調査、研究	国や県の施策や先進的な取組みを行っている各市町村の事例収集と分析。荒尾市の地域における状況の把握と分析。	人権啓発課
5	多様な団体との連携による広報活動	NPO や各種団体が自作する情報誌等への情報提供と活動報告。	人権啓発課
6	広報紙やホームページによる男女共同参画についてのわかりやすい情報の提供	市の広報紙やホームページを活用して、男女共同参画に関する情報の提供を行う。	秘書広報課 人権啓発課 関係各課
7	男女共同参画の視点にたつた表現への配慮	市で編集・発行する刊行物及び広報等は、女性の人権、男女平等に配慮した表現及び内容とすると共に、女性の尊厳を侵害する図書等へ対応した取組みに努める。	秘書広報課 社会教育課 人権啓発課

施策3 男女共同参画の視点にたった社会制度・慣行の見直し

No	具体的施策	取組み内容	所管課
8	職場、家庭、地域等において、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行の見直し	職場・家庭・地域等、様々な場における性別による固定的な役割分担や社会制度・慣行が、男女の社会活動に中立的でないものについては、広くその見直しを働きかける。	総務課 社会教育課 人権啓発課

目標2 あらゆる学習の場での男女共同参画の意識づくり

施策4 学校等における男女平等教育の充実

施策5 家庭・地域・職場における男女平等教育・学習の推進

施策6 男女共同参画を形成する生涯学習の充実

施策4 学校等における男女平等教育の充実

No	具体的施策	取組み内容	所管課
9	ネットワーク社会に対応した教育の推進	情報リテラシーの教育とインターネット等のネットワーク使用上のルールや、人権教育（男女共同参画を含む）の視点に立った情報モラル教育の指導を推進する。	教育振興課
10	学校教育全体を通じた人権教育の推進	あらゆる教育活動において、人権教育（男女共同参画を含む）を推進するために研修の充実及び指導方法等の工夫、改善を図る。	教育振興課
11	教育関係者の男女共同参画に関する正しい理解の促進	男女共同参画に関する正しい理解のための教職員研修会等の開催	教育振興課
12	学校教育における慣習の中に、性差別に基づくものがないかについて見直す	学校教育が、男女共同参画社会の形成を阻害することがないように留意し、その考え方がPTA活動等の地域活動にも浸透するように努める。	教育振興課
13	発達段階に応じた男女平等教育の推進	あらゆる教育活動を通じて、児童生徒が人権の尊重や男女の相互理解・相互協力など、人としてのあり方を身に付けるために役立つ教材の選定や指導方法を工夫する。	教育振興課
14	固定的な役割分担意識に捉われない進路指導の推進	児童生徒一人ひとりが、自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけられるよう指導	教育振興課

施策5 家庭・地域・職場における男女平等教育・学習の推進

No	具体的施策	取組み内容	所管課
15	男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	子育て中の親や、これから親になる者を対象に家庭教育に関する学習の機会を提供する。	社会教育課 健康生活課 保健センター 人権啓発課

No	具体的施策	取組み内容	所管課
16	地域の団体と連携した学習会等の開催	地域の団体と連携し、男女平等教育や地域に残る性別による慣習や慣行について、見直しのための学習会等の開催	社会教育課 人権啓発課
17	職場における男女共同参画に関する取り組みへの支援	男女共同参画推進に取り組む事業所等への情報提供や事業所等が開催する研修会等を支援する	産業振興課 人権啓発課

施策6 男女共同参画の意識を形成する生涯学習の充実

No	具体的施策	取組み内容	所管課
18	男女共同参画の視点を取り入れた生涯学習の推進	現在の社会生活に必要とされる課題・市民からの要求課題に男女共同参画の視点を取り入れ、短期講座・単発講座を開催する。	社会教育課 人権啓発課
19	男女共同参画に関する学習機会の充実	学級・講座の開設にあたり、男女共同参画に関するプログラムの開発や地域指導者の発掘・指導者の養成等を推進する	社会教育課 人権啓発課

基本目標Ⅱ. 「女と男」の人権がともに尊重される社会づくり

男女が互いの身体的性差を十分に理解し尊重される社会づくりのため、生涯を通じた健康づくり、女性への暴力の根絶、男性や子どものための男女共同参画を推進します。

目標 1 男女が持つ個性と能力の尊重

施策 7 個性と能力の尊重と多様な生き方が尊重されるまちづくり

施策 7 個性と能力の尊重と多様な生き方が尊重されるまちづくり

No	具体的施策	取組み内容	所管課
20	防災や災害の現場における男女共同参画の導入	防災や被害者救済に関する地域連帯意識の涵養や防災計画への男女共同参画の視点の導入	くらしいき課
21	地域おこし、まちづくり、観光、環境分野における女性の参画の拡大	地域おこし、まちづくり、環境、観光に関する政策・方針決定の場への女性の参画の拡大と共に女性の高い関心、豊かな知識や経験を活かした開発活動の推進	くらしいき課 環境保全課 農林水産課 産業振興課

目標 2 生涯を通じた健康づくりへの支援

施策 8 生涯を通じた健康管理・保持促進のための健康教育・相談体制の充実

施策 9 生涯を通じた性と生殖に関する啓発の促進

施策 8 生涯を通じた健康管理・保持増進のための健康教育・相談体制等の充実

No	具体的施策	取組み内容	所管課
22	成人期、高齢期における健康づくり保健事業の実施	長い人生を健康に過ごすため、中高年以降や老後の健康診査・健康指導等の保健事業を推進する	健康生活課 市民病院
23	生涯を通じた健康管理の推進と保健教育の実施	自己の健康を適切に管理・改善するため、学校・家庭・地域において健康教育を実施する	健康生活課 市民病院 社会教育課
24	相談体制の充実	避妊、妊娠、不妊、性感染症、婦人科系疾患、更年期障害その他、安心して相談できる体制の充実	健康生活課 市民病院

施策 9 生涯を通じた性と生殖に関する啓発の促進

No	具体的施策	取組み内容	所管課
25	性差医療への理解と予防対策の推進	子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等の検針の施設及び検診率の向上を図る	健康生活課 市民病院

No	具体的施策	取組み内容	所管課
26	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する正しい理解と認識を深めるための啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する正しい理解と認識を深めるための普及・啓発活動の推進	健康生活課 市民病院 人権啓発課
27	妊娠・出産期における女性の健康維持への支援	妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供と相談業務の充実を目指す	健康生活課 市民病院

目標3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

施策10 あらゆる暴力の根絶にむけての啓発活動の推進

施策11 あらゆる暴力被害者への相談体制及びカウンセリング等の充実

施策12 関係機関との連携による被害者に対する救済及び自立支援の推進

施策10 あらゆる暴力の根絶にむけての啓発活動の推進

No	具体的施策	取組み内容	所管課
28	あらゆる暴力の根絶に向けての啓発活動の推進	警察や行政だけでなく市民団体や地域住民と幅広く連携し、あらゆる暴力の根絶に向けて啓発活動を推進する	子育て支援課 人権啓発課
29	DV、セクシャルハラスメント防止のため、関係機関との連携による啓発活動の推進	女性に対する暴力の予防と交絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」を定着させ、市民運動として推進する他、「男女共同参画週間」「人権週間」等を通じて、広く市民に対し啓発活動を行う。	子育て支援課 産業振興課 人権啓発課

施策11 あらゆる暴力被害者への相談体制及びカウンセリング等の充実

No	具体的施策	取組み内容	所管課
30	被害者相談窓口の設置や被害者支援機関の周知	被害者相談窓口の所在や支援機関の連絡先等について、広く周知を図るため、効果的な広報について工夫する。	子育て支援課 人権啓発課
31	被害者のプライバシーに配慮した相談体制、カウンセリング等の充実	被害者に対し、中長期にわたる相談・カウンセリングを行うとともに、被害者の自助行動を支援する。また、カウンセリングに関する専門家や知見を有する市民と連携し、そのケアに努める	子育て支援課 人権啓発課
32	女性相談員の質の向上やケアのための研修会等への参加	女性相談員を研修会等へ参加させ、相談員としての資質の向上及び相談業務による相談員の健康障害の防止を図る。また、スーパービジョンを導入し、女性相談員のサポート体制に配慮する。	子育て支援課 人権啓発課

施策12 関係機関との連携による被害者に対する救済及び自立支援の推進

No	具体的施策	取組み内容	所管課
33	被害者の自立支援のため、関係機関連絡会議への参加	被害者の自立支援のため、関係機関・支援団体・NPO等で構成する連絡会議を開催し情報交換等を行う	子育て支援課 人権啓発課

No	具体的施策	取組み内容	所管課
34	関係機関との連携による被害者救済、支援体制の整備	被害者の保護・自立支援・措置等を円滑に進めるため、関係機関・支援団体・NPO等とのネットワークを構築する	子育て支援課 人権啓発課

目標 4 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進

施策 1 3 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解と促進

施策 1 4 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現

施策 1 3 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解と促進

No	具体的施策	取組み内容	所管課
35	男性にとっての男女共同参画の意義についての理解と促進	広報等による啓発活動で男性にとっての男女共同参画を推進し、固定的性別役割分担意識による男性への重圧や心身の健康問題等を解消する。	人権啓発課
36	男性がともに家庭での責任と家事労働を担うための意識づくりの推進	男性を対象とした子育て・家事労働・介護・地域活動等への参加を促す啓発活動の推進 家庭生活での自立を目指す男性のために、家庭生活上で役立つ講習会等の開催	社会教育課 (中央公民館) 人権啓発課 (働く女性の家)
37	地域社会への男性の主体的な参画の促進	地域交流により地域の中での自分を見出だせるような地域活動への参加を推進する	社会教育課 くらしいき課 人権啓発課

施策 1 4 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現

No	具体的施策	取組み内容	所管課
38	居宅における児童養育支援事業の実施	ファミリーサポートセンター事業の実施 家庭児童相談員による相談体制の充実	子育て支援課
39	居宅以外における児童養育支援事業の実施	放課後児童健全育成事業の実施 児童養護施設等でのショートステイ事業の実施	子育て支援課 社会教育課 人権啓発課
40	相談、情報提供及び助言を行う事業の実施	子育て支援サービス、地域子育て支援拠点事業・学童保育等の利用者に対する情報の提供	子育て支援課 社会教育課
41	保育サービス、施設等の充実	通常保育事業、延長保育事業、一時保育事業の実施 保育施設、保育設備の充実 障がい児保育事業の実施	子育て支援課
42	子育て支援ネットワークづくりの推進	地域で子育てを支援するネットワークづくりの推進及びネットワーク活動への支援	子育て支援課
43	子育て支援における経済的支援	児童扶養手当事業の実施 子ども手当事業の実施 乳幼児医療費助成事業の実施 幼稚園就園奨励費事業の実施 多子世帯子育て支援事業の実施	子育て支援課

基本目標Ⅲ. あらゆる分野での「女と男」がともに参画するまちづくり

性差別の解消や、仕事と家庭の両立支援が進むことで、女性が働きやすくなるだけでなく、男性にとっても働きやすい職場環境が保たれることから、就業や家庭生活の両立支援をおこなうと共に、固定的性別役割分担を前提とした慣習・制度を見直しをおこないます。

また、子どもや障がい者等の弱者に対する負担が男女によって異なっており、弱者に対する対策も必要です。

目標 1 就業・雇用の分野における男女共同参画の推進

施策 1 5 雇用の場における男女の均等な機会と均衡処遇の実現

施策 1 6 職場能力開発と能力発揮への支援

施策 1 5 雇用の場における男女の均等な機会と均衡処遇の実現

No	具体的施策	取組み内容	所管課
44	男女雇用機会均等法の周知を図るための情報提供等	男女雇用機会均等法令等の周知を図るための情報の提供等	産業振興課
45	企業、事業所の積極的改善処置の取組みを顕彰	雇用の場での男女共同参画の積極的改善処置等の情報を収集し、県の男女共同参画推進事業者表彰へ推薦する	産業振興課 人権啓発課
46	パートタイム労働指針の周知と均衡処遇へ向けた事業主の取組みの推進	パートタイム労働者と通常労働者との均衡処遇に向けた情報等を事業主に提供する	産業振興課

施策 1 6 職場能力開発と能力発揮への支援

No	具体的施策	取組み内容	所管課
47	職業能力開発に関する情報の提供、相談、研修会開催等の充実	労働者が職域拡大や自発的な職業能力向上のために必要な、情報の提供・相談窓口の設置・研修機会等の拡充を図る 起業者への、経営技術、金銭、人材などを提供し育成する	産業振興課 人権啓発課
48	就労支援事業の実施	育児・介護等により離職した者への再就職等のための情報提供・相談・助言するとともに、女性の能力が発揮できるようにするためにポジティブアクションを推奨する。	産業振興課 人権啓発課

目標 2 農林水産業における男女共同参画の推進

施策 17 女性の能力が発揮できる環境づくりと条件整備

施策 18 活力ある農林水産業の実現にむけた男女共同参画の推進

施策 17 女性の能力が発揮できる環境づくりと条件整備

No	具体的施策	取組み内容	所管課
49	固定的な役割分担意識の是正と女性の役割及び能力の適正な評価	ややもすれば残っている固定的な役割分担意識に基づく慣習や慣習の解消と、女性の割合を適切に評価する取り組みを推進	農林水産課
50	農林水産業における男女共同参画形成の推進	「農産漁村の日」(3月10日)の活動を通じた、男女共同参画気運の醸成	農林水産課
51	女性の経営管理能力や生産技術向上のための支援	JA女性部との共催で、経営管理能力・農業技術向上のための講習会・研修会の開催 また、家族経営協定を推進することで、女性の農業経営への参画を図る	農林水産課
52	畜産ヘルパー制度の活用促進	畜産農家が定期的休日や連続休暇が取れるよう、畜産ヘルパー制度の利用・普及の推進	農林水産課
53	政策や方針決定過程への女性の参画拡大	農業委員会委員等への女性の参画拡大	農林水産課

施策 18 活力ある農林水産業の実現にむけた男女共同参画の推進

No	具体的施策	取組み内容	所管課
54	地産地消の活性化及び女性企業者への支援	地域再生の一環として地元食材を利用した起業の推進と事業活動への支援	農林水産課 産業振興課
55	地域食材供給施設の設備推進と支援活動	レストラン等へ地元食材を供給する体制の構築と支援	農林水産課 産業振興課
56	学校給食での食育と地産地消の推進	学校給食用食材の更なる地元食材導入の推進 例：学校給食における県内産食材導入率【教育振興課】	農林水産課 産業振興課 教育振興課
57	有明海再生の取組みと観光開発	イベントの企画・運営に女性を参加させ、有明海再生への取組みや観光開発の面で、女性の視点を取り入れた事業として開催する。	農林水産課 産業振興課

目標 3 職業生活と家庭・地域生活の両立支援

施策 19 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

施策 20 継続して働ける就業条件の整備及び育児介護サービスの充実

施策 19 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

No	具体的施策	取組み内容	所管課
58	仕事と家庭の両立（ワークライフバランス）に関する意識啓発の推進	仕事と家庭生活の両立に関する意識啓発を行うと共に、職場優先の組織風土を改め働き方の見直しを推進する	産業振興課 人権啓発課 (働く女性の家)

施策 20 継続して働ける就業条件の整備及び育児介護サービスの充実

No	具体的施策	取組み内容	所管課
59	改正育児・介護休業法及びパート労働法の周知及び制度利用の促進	育児や家族の介護を行う女性労働者が働き続けやすい環境を整備し、育児・介護休業制度の利用を普及、促進するよう関係機関と連携し、事業者、被雇用者に啓発を行う	総務課 産業振興課 人権啓発課 (働く女性の家)
60	子育てや介護サービス等社会的な支援体制の充実	児童家庭支援センター・児童相談所・保健センターと連携し、子育てや介護について、ケースに合わせた支援体制を充実する。	子育て支援課 健康生活課 (保健センター)

目標 4 家庭生活と地域社会への男女共同参画

施策 21 ひとり親家庭に対する支援の促進

施策 22 高齢者・障がい者が地域で安心して暮らせる条件の整備

施策 21 ひとり親家庭に対する支援の促進

No	具体的施策	取組み内容	所管課
61	子育てに関する相談体制の充実	子どもや家庭に問題を抱えるひとり親家庭に対し、「家庭児童相談員」が問題解決のため、関係機関と連携して支援する	子育て支援課
62	ひとり親家族への支援策の周知と広報	ひとり親家庭の生活自立のための支援体制の周知と広報活動の推進	子育て支援課
63	ひとり親家庭への経済的支援	児童扶養手当、母子家庭医療費助成等の支援事業の実施	子育て支援課

施策22 高齢者・障がい者が地域で安心して暮らせる条件の整備

No	具体的施策	取組み内容	所管課
64	総合的な障がい者施策の推進	「荒尾市障害福祉計画」に基づき、高齢者・障がいのある人が社会生活を送る上で直面する物理的な障壁、制度的な障壁の除去に向けて、障がいのある人のニーズに配慮しながら、各種施策を計画的に推進する	福祉課
65	高齢者・障がい者の自立を容易にする社会基盤の整備	「バリアフリー化推進要項」に基づき、高齢者、障がい者を含む全ての市民が生活しやすく、社会活動に参加しやすいまちづくりのためのハード、ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化の施策を策定する 歩道と車道のバリアフリー化及び視覚障がい者用点字ブロックの設置推進 障がい者、高齢者に配慮した市民病院院内施設の整備、改修の促進	福祉課 健康生活課 土木課 住宅建築課 市民病院 関係各課
66	介護予防と生活支援体制の整備	介護予防、生活支援策の充実を図るため、地域支援事業として介護予防に資する事業（運動機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防など）を実施するとともに、地域の総合相談、権利擁護事業、家庭介護支援事業等を行い、介護負担の軽減及び高齢者の自立支援を促進する	健康生活課
67	家庭介護に関する情報の提供と介護知識・介護技術の普及の推進	家庭介護に係る介護保険制度の周知と家族介護に関する知識・技術の普及を図るための介護講習会等を開催する	健康生活課
68	利用者保護と信頼できる介護サービスの確保	利用者が介護保険によるサービスを利用する場合、円滑に介護サービスが利用できるよう、事業者に対し必要な情報の公開を義務付ける等の指導を行う	健康生活課
69	障がい者の就業・雇用の促進	企業を誘致することで雇用の創出を図り、地元の障がい者の積極採用を企業に働きかける	産業振興課

目標 5 活力あるまちづくりへの共同参画

施策 2 3 男女共同参画のまちづくりに向けた市民の主体的活動への支援

施策 2 4 高齢者の社会参加の促進

施策 2 3 男女共同参画のまちづくりに向けた市民の主体的活動への支援

No	具体的施策	取組み内容	所管課
70	まちづくりに関するボランティア活動や社会貢献活動への支援	市民と行政の協働のまちづくりを目指して、市民の自発的な社会貢献（市民活動）の活性化や活動団体の自立を支援する	くらしいき課
71	社会活動を実践している団体同士のネットワーク化と活動への支援	市内で社会活動を実践している団体同士のネットワーク化推進及び男女共同参画のまちづくりに向けた活動への支援	人権啓発課
72	女性の活動の場の提供	荒尾市働く女性の家を女性の活動拠点として、利用者、利用団体へ提供する。	人権啓発課 (働く女性の家)
73	地域で男女共同参画を進めるリーダーの育成	男女共同参画を推進している団体「女性ネットワーク荒尾」と連携しながら女性の人材を発掘し、地域リーダーとして育成を図る	人権啓発課
74	女性団体の自主的な活動（事業）への支援	男女共同参画を推進する女性団体の育成や活動施設の提供等の支援を行う	くらしいき課 人権啓発課

施策 2 4 高齢者の社会参加の促進

No	具体的施策	取組み内容	所管課
75	高齢者の社会参加の促進	社会に対応できるよう、高齢者向けの学習プログラムを開発する。 また、地域高齢者の自主的な組織である老人クラブの活動を支援する。	くらしいき課 福祉課 社会教育課
76	高齢者の就業・雇用の促進	企業の誘致等により雇用の創出を図り、地元高齢者の雇用を促進する	産業振興課 福祉課
77	高齢者が経験や技術を生かして活躍できる機会の提供	経験や技術を持った高齢者を各種団体や学校に派遣し、地域の教育力の再生及び高齢者の自己実現を図る。	社会教育課 政策企画課 福祉課 人権啓発課

基本目標Ⅳ. 男女共同参画推進のための体制の整備・充実

政策・方針決定過程の場に女性が参画することによって、新しい視点が提起され、様々な人の立場を考慮した政策立案を可能にするために、人材バンクへの整備や女性の能力向上と共に、国際的な視野をもつための教育といった男女共同参画を推進する上で必要な体制を整備し、市の役割を実施してまいります。

目標 1 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

施策 25 各種審議会等への女性の登用の拡大

施策 26 女性職員の能力開発と管理職への登用の推進

施策 27 各種団体等及び事業所等における方針決定過程への女性の参画促進

施策 25 各種審議会等委員への女性の登用の拡大

No	具体的施策	取組み内容	所管課
78	審議会等への女性委員の登用目標の設定と登用拡大の推進	平成28年度までに審議会等への女性の登用率35%を達成目標とし、委員改選時の女性の登用を促進する。	人権啓発課 関係各課
79	政策・方針決定過程の透明性の確保	政策・方針決定過程の透明性を確保するため、情報公開及び政策評価を実施する。	秘書広報課 関係各課
80	各種審議会での女性の登用状況調査と公表	各種審議会等委員への女性の登用状況調査を実施し、状況を公表する。	人権啓発課
81	女性のエンパワーメントのためのセミナー等の開催	女性人材育成のためにセミナー等を開催し、女性の能力向上に努める。	人権啓発課
82	女性人材バンクの作成と人材活用の推進	女性の人材活用と女性の社会参画の推進を図るため、市内の各分野に渡る女性の人材情報を登録し、登録者を各種審議会等の委員や研修会等の講師として紹介する「女性人材バンク」を作成する	人権啓発課

施策 26 女性職員の能力開発と管理職への登用の推進

No	具体的施策	取組み内容	所管課
83	女性職員の能力開発のための研修会派遣と積極的な研修会等への参加を促す	女性職員の能力開発とその活用を課はるため、キャリアアップ講座や市町村アカデミー等への派遣事業を実施するほか、研修機会への女性職員の積極的な参加を促す。	総務課
84	女性職員の能力向上と管理職への登用促進	女性職員の能力向上、職域拡大を図り、管理職への登用を推進する。	総務課

施策27 各種団体等及び事業所等における方針決定過程への女性の参画促進

No	具体的施策	取組み内容	所管課
85	各種団体役職者の「団体運営・事業企画」等の能力向上のため、研修会等の提供	市の開催事業等に団体からの代表者を実行委員として参画させ、事業の企画、運営、組織的な連携を体験してもらい、それぞれの団体の事業展開や運営に役立ててもらおう。	社会教育課 人権啓発課 関係各課
86	事業所等における女性幹部登用状況調査と登用促進	事業所等における女性の幹部登用状況調査（女性幹部の人数、男女構成比等を定期的に調査、分析）を実施する。	産業振興課 人権啓発課

目標2 市の推進体制の充実

施策28 総合的な推進体制の整備と施策の推進

施策29 男女共同参画に関する施策を広く周知するための広報活動

施策30 男女共同参画の視点にたった市職員の意識啓発の推進

施策28 総合的な推進体制の整備と施策の推進

No	具体的施策	取組み内容	所管課
87	男女共同参画審議会の開催	男女共同参画社会形成に関する計画の策定及び施策について提言等を行う。	人権啓発課
88	男女共同参画推進会議の開催	男女共同参画に関する各施策を効果的に推進するため、関係部局間と総合的な連絡調整を行い、その進行に留意する。	人権啓発課
89	男女共同参画推進会議・幹事会の開催	男女共同参画推進会議・幹事会による男女共同参画推進に係る基本的な調査研究会を開催する。	人権啓発課
90	男女共同参画推進会議・ワーキンググループ員による基礎的調の実施	男女共同参画推進会議・ワーキンググループ員による男女共同参画推進に係る基本的な調査を実施する。	人権啓発課
91	男女共同参画の形成に関する施策等への申し出について	市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての市民・事業者からの申し出には、関係機関と協議・調整し、必要に応じ施策等に反映させていく。	人権啓発課 関係各課

施策29 男女共同参画に関する施策を広く周知するための広報活動

No	具体的施策	取組み内容	所管課
92	条例や計画等を広く市民の方へ周知するための広報活動	広報紙、ホームページ等を利用した男女共同参画社会の形成についての周知。 男女共同参画社会形成について、分かりやすく解説したパンフレット等の作成及び配布。	人権啓発課

No	具体的施策	取組み内容	所管課
93	計画に基づく施策の推進及び状況調査及び公表	毎年、男女参画計画に基づく施策の実施状況を調査し、公表する。	人権啓発課

施策30 男女共同参画社会に関する市職員の意識啓発の推進

No	具体的施策	取組み内容	所管課
94	男女共同参画社会に関する職員研修会の実施	男女共同参画社会の理念や男女共同参画の視点等について周知を図るため、全職員を対象に研修会を実施する。	人権啓発課
95	市職員のセクシュアル・ハラスメントに関する研修会の実施及び相談体制の充実	セクシュアルハラスメントの発生防止や、快適な職場環境を維持するため、セクハラ相談、苦情処理相談窓口を設置するほか、新規採用職員を対象とした研修会を実施する。	総務課

目標3 国際的活動の場への共同参画の推進

施策31 国際的な視野を持つための教育や情報の提供

施策32 国際交流の機会の拡大と市民交流の支援

施策31 国際的な視野を持つための教育や情報の提供

No	具体的施策	取組み内容	所管課
96	男女共同参画社会形成のための国勢的な取組み事例等の資料収集と市民への提供	定期刊行物、各種メディアによる記録資料、統計資料の収集と市民への提供。	人権啓発課
97	外国人をアシスタントティーチャーやゲストティーチャーとする授業等を通じて異文化に対して理解し、国際的な視野を持った人材を育成	外国人をアシスタントティーチャーやゲストティーチャーとする授業等を通じて異文化に対して理解し、国際的な視野を持った人材を育成する。	教育振興課

施策32 国際交流の機会の拡大と市民交流の支援

No	具体的施策	取組み内容	所管課
98	ホームステイ、ホストファミリー等のボランティア活動への支援	ホームステイ、ホストファミリー等のボランティア活動を支援し、市民の異文化への理解や認識を深めるための国際交流を促進する。	政策企画課
99	海外友好都市との市民交流の拡大	日中友好都市とのスポーツ、文化、産業及び市民交流のための相互訪問の実施。	政策企画課

指標

No.	基本 目標	目標	施策	事業名	指数	23.4.1 実績	28年度 目標	担当課名
1	1	1	1	男女共同参画セミナー	開催数	3回	3回	人権啓発課
2	1	1	1	人権同和教育に関する講演会や研修会	参加したことがある人	30.7%	50%	人権啓発課
3	1	1	1	男女共同参画フォーラム	男女共同参画に対する理解度	92.7%	100%	人権啓発課
4	1	1	1	パネル等展示による啓発事業	展示啓発回数	2回	3回	人権啓発課
5	1	1	2	男女共同参画ホームページ	アクセス件数	468	700	人権啓発課
6	1	1	2	広報紙への男女共同参画啓発記事掲載	掲載回数	2回	3回	人権啓発課
7	1	1	2	情報ライブラリー事業	図書館登録者数	12,886	14,000	社会教育課
8	1	2	4	小中学校における人権教育推進事業	人権教育実施学校の割合	100%	100%	教育振興課
9	1	2	4	「勤労観」「職業観」を育む事業（小学校）	実施校の割合	100%	100%	教育振興課
10	1	2	4	「職場体験学習」の実施	実施校の割合	23%	30%	教育振興課
11	1	2	4	荒尾市人権教育主任研修会	開催数	2回	2回	教育振興課
12	1	2	4	荒尾市人権同和教育研究大会	参加割合	100%	100%	教育振興課
13	1	2	5	これから親になる者へのセミナー	参加率	74.3%	80%	健康生活課
14	1	2	5	男女共同参画推進団体支援事業	男女共同参画推進団体数	10	12	人権啓発課
15	2	1	7	自主防災組織	設置数	50	127	くらしいき課
16	2	1	7	女性消防団員の育成及び活性化	女性消防団員数	5	10	くらしいき課
17	2	2	8	各種検診	検診者数	3251	3600	市民病院
18	2	2	8	各種検診	検診者数	14,380	17,500	健康生活課
19	2	2	8	健康教室	参加者数	735	1,000	健康生活課
20	2	2	8	健康相談	相談者数	3,520	4,000	健康生活課
21	2	2	8	健康福祉まつり	参加者数	3,000	3,000	健康生活課
22	2	2	8	乳幼児健康診査	参加率	95.9%	97%	健康生活課
23	2	2	8	育児相談	相談者数	283	270	健康生活課
24	2	2	8	産科外来における相談体制	相談件数	8	16	市民病院
25	2	2	9	母親学級	参加率	74.30%	80%	健康生活課
26	2	3	11	女性相談事業	窓口開設日	週4日	週4日	子育て支援課
27	2	3	11	女性相談事業	相談件数（延べ）	261	350	人権啓発課

No.	基本 目標	目標	施策	事業名	指数	23.4.1 実績	28年度 目標	担当課名
28	2	3	11	女性相談事業	相談者数	34	44	人権啓発課
29	2	3	11	女性相談事業	相談員の研修会回数	0	2	人権啓発課
30	2	3	12	女性相談事業	他の機関との連携会議回数	2	3	人権啓発課
31	2	4	14	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	実施箇所数	5	6	子育て支援課
32	2	4	14	地域子育て活性化事業 (ファミリーサポートセンター)	実施箇所数	0	300	子育て支援課
33	2	4	14	地域子育て支援拠点事業	設置数	3	3	子育て支援課
34	2	4	14	病児病後児保育事業	実施箇所	1	1	子育て支援課
35	2	4	14	保育園事業	待機児童	0	0	子育て支援課
36	2	4	14	病院内保育所運営事業	利用者数	15	20	市民病院
37	2	4	14	放課後子ども教室事業	実施校数	2	3	社会教育課
38	3	1	15	男女共同参画推進事業者表彰	表彰事業社数	0	1	人権啓発課
39	3	1	16	男性看護師の採用	男性看護師の割合	1.5%	3%	市民病院
40	3	2	17	新しい漁村を担う人づくり 事業(女性漁業者担い手育成)	漁業組合女性部員数	126	126	農林水産課
41	3	2	17	女性・高齢農業者バックアップ 事業(農業経営支援)	女性認定農業者数	31	36	農林水産課
42	3	2	17	ふるさと食の名人・食の観光 推進事業	「食の名人」認定者数	4	8	農林水産課
43	3	2	17	家族経営協定	家族経営協定を結んでいる農家数	9	15	農林水産課
44	3	2	17	畜産ヘルパー制度	利用率	14.6%	20%	農林水産課
45	3	2	18	学校給食での食育と地産地消	学校給食における県内産食料導入率	47.5%	55%	教育振興課
46	3	4	21	母子保健推進員	推進員数	8人	15人	健康生活課
47	3	4	22	老人福祉施設(特別養護老人ホーム)整備	病床数	179	179	健康生活課
48	3	4	22	介護老人保健施設整備	病床数	166	166	健康生活課
49	3	4	22	ケアマネジメント活動推進 事業	研修回数	3回	3回	健康生活課
50	3	4	22	認知症サポーター養成講座	開催数	15回	20回	健康生活課
51	3	5	23	熊本県地域リーダー育成事業	参加者数	0	2	人権啓発課
52	3	5	23	女性ネットワーク事業	代表者会開催数	1回	2回	人権啓発課
53	3	5	24	シルバー人材センター業務	シルバー人材センター登録者数	433	500	福祉課
54	4	1	25	審議会等への女性の登用推進	登用率	23.20%	35%	人権啓発課
55	4	1	25	女性人材バンク事業	登録者数	9人	50人	人権啓発課
56	4	1	25	審議会等への女性の登用推進	女性が登用されてる審議会等の割合	82.5%	100%	人権啓発課

No.	基本 目標	目標	施策	事業名	指数	23.4.1 実績	28年度 目標	担当課名
57	4	1	26	市職員女性幹部及び女性職員の多様な登用促進	課長以上職員に占める女性の割合	9.00%	15%	総務課
58	4	2	28	男女共同参画推進会議	開催数	2	2	人権啓発課
59	4	2	28	男女共同参画審議会	開催数	2	2	人権啓発課
60	4	2	28	住民懇談会	開催数	0	4	秘書広報課
61	4	2	30	男女共同参画に関する職員研修	受講率	45.3%	50.0%	人権啓発課